

別記3「登録企業等の責務」

- (1) 助成対象者への奨学金返還助成に際し、県と連携して所定の負担をすること。その負担割合は、助成対象者への助成額のうち、別記5に定める企業区分毎に中小企業1／3、大企業1／2、特定企業3／4とする。
- (2) 助成対象者を正社員で6年以上継続して雇用する意思のあること。
- (3) 採用者に奨学金利用の有無を確認し、制度の利用意思があることを確かめ、希望する者には必ず本制度を適用すること。
- (4) 助成対象者が途中退職しても、それまでに助成した額の返還を求めないこと。
- (5) 本制度を利用するにあたり、県就活情報サイト「KocchAke!」に登録し、企業情報欄等で大卒者等を採用する必要性を明確にアピールすること。
- (6) 助成対象者が認定・交付申請等を行う際の手続き等について協力すること。
- (7) 本制度を通じて得た個人情報、責任を持って適正に管理し、本制度の目的以外には一切使用しないこと。